

活力ある農業・農村施設整備事業実施要領

(趣旨)

第1条 本県農業の維持・発展を図るためには、地域の特色を活かし農業の成長産業化を進めることが重要である。

また、農村地域の活性化を図るためには、安心して暮らすことができる環境や都市農村交流により本県を訪れる都市住民の活力をいかすことも必要である。

そのため、農産物の高付加価値化を図り、生産者の所得の向上につなげるための生産基盤の整備や農用地の保全を図るための鳥獣害対策を推進するとともに、農村地域の防災・減災対策、都市農村交流の促進に必要な施設整備等を、地域の特性やニーズに応じてきめ細かく支援することにより、活力ある農業・農村の構築を目指すものである。

(事業実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、別表1に定めるとおりとする。

2 この事業の実施期間は、原則として単年度とする。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 特産農産物生産支援整備事業

特産農産物の品質向上や生産向上、環境保全型農業やスマート農業を推進するための基盤整備

(2) 鳥獣害防止施設整備事業

野生鳥獣による農作物被害を軽減するために行う鳥獣害防止施設等の整備

(3) 農村地域防災対策促進事業

農村地域の防災・減災対策を促進するための整備

(4) 都市農村交流促進事業

都市農村交流の拠点づくりに必要な施設の整備

(採択基準)

第4条 前条に規定する事業の具体的な採択基準は、別表2のとおりとする。

(事業の申請)

第5条 この事業の実施を希望する実施主体は、希望地区調書(様式一1)に位置図及び受益面積等のわかる図面を添えて、原則、事業を実施する前年度の12月末日までに農務事務所長に提出するものとする。

2 この事業の採択を希望する実施主体は、原則として事業実施年度の4月末日までに、事業採択申請書(様式一2)、事業計画書(様式一3)を農務事務所長に提出するものとする。なお、別表2の事業区分(1)の事業内容アまたはイを実施する場合にあっては特産農産物生産計画書(様式一4一1)、事業内容ウを実施する場合にあっては環境保全型農業、スマート農業実施計画書(様式一4一2)を添えて提出するものとする。

3 農務事務所長は、事業内容を審査し、様式一5により知事と協議するものとする。

(事業の採択)

第6条 知事は、前条による協議があったときは、事業内容を確認のうえ予算の割当額を決定し、その旨を農務事務所長に通知するものとする。

2 通知を受けた農務事務所長は、事業実施主体に採択する旨を通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 事業実施主体は、事業内容の変更を希望するときは、変更実施申請書(様式一6)に、変更計画書(様式一7)を添えて、事前に農務事務所長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、第5条第3項並びに第6条の規定を準用する。

(補助金)

第8条 この事業の補助率は事業費の50%以内とする。

ただし、第3条(4)の事業については、補助金額の限度額は1地区あたり5,000千円とする。

2 交付に関しては、この要領の定めによるほか、「山梨県土地改良事業等補助金交付要綱」を適用するものとする。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業実績報告書（様式－3）により実施翌年度の4月10日までに事業の実績を農務事務所に提出し、農務事務所長は知事に報告するものとする。

2 別表2の事業区分（1）の事業を実施した場合は、事業完了後3年間実績を報告するものとし、事業内容アまたはイにあつては、特産農産物生産計画書（様式－4－1）を、事業内容ウにあつては、環境保全型農業、スマート農業実施計画書（様式－4－2）を併せて提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度における事業実施地区の申請については、第5条1の規定にかかわらず、令和4年5月末日までに農務事務所長に提出するものとする。

別表1（第2条1関係）

事業区分	事業実施主体
(1) 特産農産物生産支援整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、その他知事が適当と認めるもの
(2) 鳥獣害防止施設整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、その他知事が適当と認めるもの
(3) 農村地域防災対策促進事業	市町村
(4) 都市農村交流促進事業	市町村、その他知事が適当と認めるもの

別表2（第4条関係）

事業区分	事業内容	採択基準
<p>(1)</p> <p>特産農産物 生産支援 整備事業</p>	<p>ア 品質向上対策 (土壌改良、用排水路、 畑かん等の整備)</p>	<p>1 特産農産物生産計画を作成した地域であること。 特産農産物とは、次のア～ウのいずれかに該当する農産物</p> <p>ア 山梨県産農畜水産物ブランド 「おいしい未来へ やまなし」運用規定第2条で定義される農産物</p> <p>イ 「山梨の伝統・特産野菜」となっている農産物</p> <p>ウ 農業振興地域の整備に関する法律で定める「農業振興地域整備計画」において、産地化及び団地化のための主要な農産物として位置づけられていること。</p> <p>2 受益面積が3ha以上あること。 ただし、 ア 市町村が30%以上負担する場合は1ha以上 イ 醸造用ぶどう拡大は0.5ha以上 ウ 新産地育成の場合は0.5ha以上 なお、受益面積は作付面積</p>
	<p>イ 生産向上対策 (簡易な区画整理、園内 道路、畦畔除去、畦畔被 覆等の整備)</p>	
	<p>ウ 環境保全型農業、スマート農業推進対策 (土壌改良、用排水路、 畑かん、簡易な区画整理、園内道路、畦畔除去、畦畔被覆等の整備)</p>	<p>1 4パーミル・イニシアチブや有機農業、スマート農業の実装に取り組む地域、または新たに取り組みを実施する地域であること。</p> <p>2 受益面積が1ha以上あること。 なお、受益面積は作付面積</p>

事業区分	事業内容	採択要件
(2) 鳥獣害防止 施設整備事業	鳥獣被害防止施設の 新設、機能強化及び更新 土留工、排水工、浸食防 止工の整備	1 次のアからエのすべてに該当、または、オに該当する施設の整備であること。 ア 鳥獣による被害が顕著である地域において、鳥獣害を防止し、農用地及び営農の保全を図るための施設 イ 共有施設として性格を具備するものであること ウ 設置後、その目的が達成されるよう適切な維持管理が行われるものであること。 エ 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のもの、または、簡易柵で5年以上設置するもの。 オ 土留工、排水工、浸食防止工等付帯施設 2 受益面積が3ha以上あること。 ただし、市町村が行うもの及び市町村以外の者が行うもので、市町村がその事業費の30%以上を負担するものにあつては1ha以上 3 補助の対象は、資材、機具及び設置等の費用とする。 4 施設は地域の状況や対象となる鳥獣の生態等に応じた防除効果が確認され、なおかつ設置実績がある施設であること。
(3) 農村地域防災 対策促進事業	農業水利施設、土砂崩落 防止施設等の整備 農道の整備及び橋梁・ト ンネルの保全対策	1 アまたはイに該当すること。 ア 地震や豪雨等により被害が生じた場合に、人家や農地などの財産等への影響がある農業水利施設、土砂崩落防止施設等の整備 イ 緊急避難路に指定される道路に接続するなど、避難・救援活動への影響が大きい農道の危険箇所の整備や保全対策 2 国庫補助事業の要件に該当しないもので、防災受益面積1ha以上であること。

事業区分	事業内容	採択要件
(4) 都市農村交流 促進事業	都市農村交流の促進に必要な農業施設に付帯する、休憩所、水飲場、トイレ等の施設整備	農作業体験や市民農園など都市農村交流の拠点となる施設に付帯する休憩所や水飲場、トイレ等の整備で、国庫補助事業の要件に該当しないこと。

(様式－2)

第 号
年 月 日

〇〇農務事務所長 殿

申請者

職氏名

印

活力ある農業・農村施設整備事業採択申請書

年度において、活力ある農業・農村施設整備事業を実施したいので、活力ある農業・農村施設整備事業実施要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

(様式—3)

活力ある農業・農村施設整備事業計画書（実績報告書）
（〇〇〇事業）

		実施年度	年度	
地区名		市町村名		
所在地				
事業実施主体				
事業目的				
事業内容				
事業費				
負担区分	県	市町村	その他	備考
	50%以内			
	千円	千円	千円	
備考				

様式－3（別紙－1）

- ・位置図
 - ・実施計画及び実績見取図
 - ・写真
 - ・受益図 を添付
- ・計画書を補完する資料として、その他説明資料を必要に応じて添付し、地域の状況や事業内容など計画の内容がわかる資料とすること。

(様式－４－１)

特産農産物生産計画書

1 活力ある農業・農村施設整備事業 実施要領別表２、事業区分（１）のあまたはいの事業内容の採択基準に該当する農産物は①～③のどの項目に該当するか。

（該当番号に○を付け農産物名を記入）

① 山梨県産農畜水産物ブランド「おいしい未来へ やまなし」運用規定第２条で定義される農産物

（農産物名： ）

② 「山梨の伝統・特産野菜」など地域の特性を活かして生産されている農産物

（農産物名： ）

③ 「農業振興地域整備計画」において、産地化及び団地化のための主要な農産物として位置づけられていること。（整備計画書の写しを添付）

（農産物名： ）

2 生産団体名及び構成人数。（団体でない場合は生産者数のみ）

生産団体名（ ） 、 構 成 人 数 （ ） 人

3 農産物名及び現況の作付け面積。

農産物名（ ） 、 現況作付面積（ ） h a

4 採択年度を含む３年間の年間作付け面積、出荷量、販売高、販売ルート。

		作付面積 (h a)	出 荷 量 (t)	販売ルート、販売場所
1年目	計 画			
	実 績			
2年目	計 画			
	実 績			
3年目	計 画			
	実 績			

5 実施計画見取り図

様式－３（別紙－１）を併用

(様式－４－２)

環境保全型農業、スマート農業実施計画書

1 活力ある農業・農村施設整備事業 実施要領別表２、事業区分（１）のウの事業内容の採択基準に該当する取り組みは①～③のどの項目に該当するか。（該当番号に○を付ける）

- ① ４パーミル・イニシアチブ
- ② 有機農業
- ③ スマート農業

2 1の取り組みの具体的内容

3 採択年度を含む３年間の作付け面積、採択基準に該当する1の取り組み面積等

	作付面積 (h a)	1の項目に 取り組む面積 (h a)	農家数 (人)	主な生産作物名
申請時				
1年目 実績報告時				
2年目 実績報告時				
3年目 実績報告時				

※1の項目に新たに取り組む地区については、計画面積を記載

生産団体を含む場合は名称及び構成人数を記載。

生産団体名（ ） 、 構成人数（ ） 人

4 実施計画見取り図

様式－３（別紙－１）を併用

(様式－5)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

〇〇農務事務所長

活力ある農業・農村施設整備事業採択申請書について

このことについて、別添のとおり採択申請があり、内容を審査したところ適当であると認められます。

申請地区 〇〇地区（〇〇市）

様式－5（別紙－1）

活力ある農業・農村施設整備事業
計画審査表

事業区分		地区名	
審査事項	判定	内訳及び意見等	
1 特産農産物生産計画 または環境保全型農業、 スマート農業実施計画 が作成されているか	適 否		
2 採択基準を満たして いるか	適 否		
3 事業内容は「要領」と 合致しているか。	適 否		
4 販売ルート、販売場所 の計画は適切か	適 否		
5 具体的に事業効果が 明らかになっているか	適 否		
6 市町村負担分は30% 以上か	適 否		
総合判定 以上の項目について審査した結果、計画は適当であると認められる。			
年 月 日 (審査者) ○○農務事務所長 ○○ ○○			

(様式－6)

第 号
○年○月○日

○○農務事務所長 殿

申請者
職氏名 印

活力ある農業・農村施設整備事業 変更実施申請書

年 月 日付け 第 号で採択のあった活力ある農業・農村施設整備事業の実施について、下記のとおり変更したいので、同事業実施要領第7条の規定により申請します。

記

- 1 地区名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付資料（様式－7及び別紙－1）

(注) 添付資料の様式－7及び別紙－1については、変更の内容と交付額が比較できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式—7)

活力ある農業・農村施設整備事業 変更計画書
(○○○事業)

		実施年度	年度	
地区名		市町村名		
所在地				
事業実施主体				
事業目的				
事業内容				
事業費				
負担区分	県	市町村	その他	備考
	50%以内			
	千円	千円	千円	
備考				

様式－ 7（別紙－ 1）

- ・位置図
 - ・実施計画及び実績見取図
 - ・写真
 - ・受益図 を添付
- ・計画書を補完する資料として、その他説明資料を必要に応じて添付し、地域の状況や事業内容など計画の内容がわかる資料とすること。